

兵庫県健康づくり条例に基づく各計画について

兵庫県健康づくり推進プラン

I 策定趣旨

- 生活環境の変化や医学・医療の発展による平均寿命の延伸や出生率の低下による少子・高齢化
- 不適切な食習慣・運動不足・喫煙・ストレス等健康リスクの増大
- 災害等の発生による二次的な健康被害などの健康危機の発生

医療や福祉ニーズの増加、健康リスクの回避の必要、健康危機への迅速な対応の必要

自らの健康を高め、健康リスクの低減による健康づくりに重点を置いた取組を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりの推進に関する「健康づくり推進プラン」を策定

II・III 位置づけ

- 健康づくり推進条例に基づく、健康づくりの基本的な指針であり、県民が主体的に健康リスクを回避・低減するための健康づくりと疾病予防についての取組を重点的に取り上げる
- 21世紀兵庫長期ビジョン、少子高齢社会福祉ビジョンと整合を図りつつ健康づくりに関する基本的な目標・方針を定めた基本計画
- 「生活習慣病予防等の健康づくり」、「歯及び口腔の健康づくり」、「こころの健康づくり」、「健康危機における健康確保」に関する各実施計画の上位計画

IV プランの期間

平成 24 年 4 月～29 年 3 月まで(5 年間)

V 県民の健康づくりを取り巻く課題

- 生活習慣病予防等の健康づくり
  - 乳幼児等の健やかな成長・発達への支援
  - 健診の受診率向上
  - 食生活及び運動習慣の改善
  - 予防接種による抵抗力の向上 等
- 歯及び口腔の健康づくり
  - 子どものむし歯の予防
  - 成人期の健診受診率向上及び歯周病の予防
  - むし歯や歯周病に罹患しやすい者に対する歯科保健サービスの充実 等
- こころの健康づくり
  - 支援が必要な対象者の早期発見・早期支援
  - 学校・地域・職域が連携した相談・支援体制の充実 等
- 健康危機における健康確保
  - 健康被害を防止するための適切な対策の実施 等

VI 基本理念 【県民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活をおくる社会の実現】

- 県民が、健康リスクを正しく知り、自らの意思で、生涯にわたり、年齢、性別、心身の状態に応じて、それぞれのペースで楽しく健康づくりに挑戦
- 県、市町、事業者、健康づくり関係者が一体となって、社会全体として個人の取組を支援

VII 基本目標

- 県民一人ひとりが主体的に心身の健康づくりを推進
- 多様な実施主体による連携及び協働の下に行う健康づくりの確立
- 疾病の一次予防から三次予防までの基盤となる一貫した保健医療等の連携

VIII 各主体の取組の方向性

- 県民一人ひとりに適した健康づくりの実施
- 健康づくり関係者一貫した保健医療サービスの提供
- 事業者一労働者の心身両面にわたる健康管理・健康増進
- 市町一地域特性を活かした健康づくり施策の推進
- 県一健康づくりの総合的・計画的な推進

IX 基本方針

- 生活習慣病予防等の健康づくり
  - 知識の普及啓発
  - 情報の提供、助言、支援及び保健医療等の連携
  - 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境整備
  - 受動喫煙の防止
  - 地域又は職域において実施する事業等の情報交換、調整
- 歯及び口腔の健康づくり
  - 知識の普及啓発
  - 情報の提供、助言、その他専門的支援による 8020 運動の推進
  - 特に口腔ケアに配慮を要する者への支援
  - 医科歯科連携など保健医療等の連携
- こころの健康づくり
  - 知識の普及啓発
  - こころの健康状態を把握する方法の情報提供、相談
  - 保健医療等の連携
  - こころの健康づくりに関する効果的な支援方法の開発と関係者の資質向上の推進
- 健康危機における健康確保
  - 大規模災害等
  - 食中毒
  - 感染症

実施計画

※ 法定計画等と整合を図って策定

A 生活習慣病予防等の健康づくり	B 歯及び口腔の健康づくり	C こころの健康づくり	D 健康危機における健康確保
<ol style="list-style-type: none"> <li>乳幼児等の健やかな成長・発達の促進</li> <li>健診(検診)の受診促進</li> <li>職場における健康管理</li> <li>身体活動・運動の実践</li> <li>食の健康</li> <li>たばこ対策</li> <li>アルコール対策</li> <li>生活習慣病対策(糖尿病、循環器病、がん等)</li> <li>疾患対策(アレルギー疾患、感染症 等)</li> <li>保健医療等の連携 等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>乳幼児期のむし歯予防</li> <li>学齢期のむし歯予防</li> <li>成人期の歯周病予防</li> <li>高齢期の歯の喪失予防</li> <li>特に口腔のケアに配慮を要する者への支援(妊産婦、心身障害児(者)、難病患者、要介護高齢者)</li> <li>医科歯科連携など保健医療等の連携 等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>妊産婦のこころの健康(産後うつ病対策)</li> <li>子どものこころの健康(育児支援、発達障害の早期支援対策)</li> <li>思春期の精神保健対策</li> <li>働き盛りのこころの健康対策</li> <li>高齢期のこころの健康</li> <li>疾患対策(うつ病等)</li> <li>保健医療等の連携 等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>健康危機に備えた知識の普及</li> <li>関係機関の連携強化</li> <li>発生(健康被害)予防及び拡大防止 【健康危機】 大規模災害等、食中毒、感染症</li> </ol>

健康ひょうご 21 大作戦

○ 全体を網羅する単年度の行動計画

関連計画

兵庫県保健医療計画

ひょうご子ども未来プラン

兵庫県老人福祉計画

ひょうご障害者福祉計画

兵庫県食育推進計画

兵庫県生涯スポーツ振興計画

etc